

基準適合一般事業主認定申請書

都道府県労働局長 殿

申請年月日 令和 7 年 3 月 日

(ふりがな) かぶしきがいしゃ やまみ
一般事業主の氏名又は名称 株式会社 やまみ

(ふりがな) やまな とおる
(法人の場合) 代表者の氏名 山名 徹

主たる事業 (大分類: E 製造業)
※製造業のみ記入 (中分類: 09 食料品製造業)

住 所 〒729-0473
三原市沼田西町小原袖掛 73-5

電 話 番 号 0120-047-803

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 現在取り組んでいる一般事業主行動計画
- (1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日 平成・令和 4 年 5 月 10 日
- (2) 一般事業主行動計画策定届の届出先 広島 労働局長
- (3) 計画期間 平成・令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日
2. 常時雇用する労働者の数 人
- 男性労働者の数 人
- 女性労働者の数 人
3. 女性の職業生活における活躍に関する状況 (直近の事業年度をXとする。以下同じ。)
- (1) 採用に関する状況 (i 又は ii のうちいずれかを記入)
- (i) 男女別の採用における競争倍率
- ① 直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率 (記載要領7を参照)

直近の3事業年度の平均	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	$(A) \times 0.8 = (C)$
(X)年度～ (X-2)年度の平均		別紙1		

② (①の(C)が(B)以上の事業主のみ記入)

	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	$(B) / (A)$
(X)年度～ (X-2)年度の平均				
①の前年度までの 3事業年度の平均 (X-1)年度～ (X-3)年度の平均				
①の前々年度までの 3事業年度の平均 (X-2)年度～ (X-4)年度の平均				

認定申請の担当部局名	総務部
(ふりがな) 担当者の氏名	中田

(ii) 女性労働者の割合 (①及び②いずれも記入。通常労働者に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみを記入。) (記載要領 8 を参照)

- ① 通常労働者に占める女性労働者の割合
(イ) 直近の事業年度の通常労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	通常労働者に占める女性労働者の割合 (A)		産業平均値 (B)
令和 5 年度	30.1		22.7

(ロ) (①の (A) が (B) 未満 (又は 4 割未満) の事業主のみ記入)

①の直前の 2 事業年度	通常労働者に占める女性労働者の割合 (A)
(X-1) 年度	
(X-2) 年度	

- ② 通常労働者の基幹的な雇用管理区分における通常労働者に占める女性労働者の割合
(イ) 直近の事業年度の通常労働者の基幹的な雇用管理区分における通常労働者に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常労働者に占める女性労働者の割合 (A)		産業平均値 (B)
令和 5 年度	正社員 製造職	12.3		16.8

(ロ) (①の (A) が (B) 未満 (又は 4 割未満) の事業主のみ記入)

①の直前の 2 事業年度	基幹的な雇用管理区分	通常労働者に占める女性労働者の割合 (A)
令和 4 年度	正社員 製造職	11.5
令和 3 年度	正社員 製造職	9.9

(2) 継続就業に関する状況 (i 又は ii のうちいずれかを記入。ii は、i で定める割合を算出することができない場合に限る。)

- (i) 男女別の平均継続勤務年数 (①又は②のうちいずれかを記入)
① 男女別の平均継続勤務年数 (記載要領 9 を参照)
(イ) 直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数 (A)	男性の平均継続勤務年数 (B)	(A) / (B) = (C)
令和 5 年度				

(ロ) (①の(C)が0.7未満の事業主のみ記入)

①の直前の 2事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続 勤続年数(A)	男性の平均継続 勤務年数(B)	(A)/(B)=(C)
令和4年度				
令和3年度				

② 男女別の継続雇用割合(記載要領10を参照)

(イ) 直近の事業年度における10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の
男女別の継続雇用割合

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用 割合(A)	男性の継続雇用 割合(B)	(A)/(B)=(C)
令和5年度	事務職	0.33	0.33	1
	技術職	1	0.33	3.03

(ロ) (①の(C)が0.8未満の事業主のみ記入)

①の直前の 2事業年度	雇用管理区分	女性の継続雇用 割合(A)	男性の継続雇用 割合(B)	(A)/(B)=(C)
(X-1)年度				
(X-2)年度				

(ii) 女性労働者の平均継続勤務年数(記載要領11を参照)

① 直近の事業年度の女性の通常の労働者の平均継続勤務年数

直近の事業年度	女性の通常の労働者の 平均継続勤務年数(A)		産業平均値(B)
令和5年度			10.4

② (①の(A)が(B)未満の事業主のみ記入)

①の直前の 2事業年度	女性の通常の労働者の 平均継続勤務年数(A)
令和4年度	
令和3年度	

(3) 時間外労働及び休日労働に関する状況

① 直近の事業年度における労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

直近の事業年度	雇用管理区分	各月の時間外労働及び休日労働の時間数					
令和5年度	別紙2	1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
		7月	8月	9月	10月	11月	12月

② (①の時間外労働及び休日労働の合計時間数が45時間以上の月がある事業主のみ記入)

①を含む直近の3事業年度	雇用管理区分	時間外労働及び休日労働の時間数が月45時間以上の月数	一人当たりの時間外労働及び休日労働の一月当たりの時間数
(X)年度 (※①の事業年度)			
(X-1)年度			
(X-2)年度			

(4) 管理職に関する状況 (i 又は ii のうちいずれかを記入)

(i) 管理職に占める女性労働者の割合 (記載要領12、13を参照)

① 直近の事業年度における管理職に占める女性労働者の割合

直近の事業年度	管理職に占める女性労働者の割合	産業平均値
令和5年度		

② (①の割合が産業平均値未満である事業主のみ記入)

①の直前の2事業年度	管理職に占める女性労働者の割合
令和4年度	
令和3年度	

(ii) 課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合 (記載要領14を参照)

① 直近の3事業年度における男女別の課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合

直近の3事業年度	女性の昇進割合(A)	男性の昇進割合(B)	(A)/(B)=(C)
令和5年度～令和3年度の平均	0.67	0.08	8.38

②（①の（C）が0.8未満である事業主のみ記入）

	女性の昇進割合（A）	男性の昇進割合（B）	(A) / (B) = (C)
①の前年度までの 3事業年度の平均 (X-1)年度～ (X-3)年度の平均			
①の前々年度までの 3事業年度の平均 (X-2)年度～ (X-4)年度の平均			

(5) 多様なキャリアコースに関する状況（記載要領15を参照）

直近の事業年度における通常の労働者への転換等、中途採用及び再雇用の状況

直近の3事業年度	実施した措置	人数
令和5年度～ 令和3年度	ア 通常の労働者への転換、派遣労働者の 雇入れ	3
	イ キャリアアップに資するような雇用管 理区分間の転換	1
	ウ 女性の通常の労働者としての再雇用 (定年後の再雇用を除く。)	
	エ おおむね30歳以上の女性の通常の労働 者としての中途採用	5

4. 3において基準を満たした項目について当該実績を公表した日（該当するもののみを記入）

項目名	実績を厚生労働省のウェブサイト公表した日
(1) 採用に関する状況	平成・令和 年 月 日
(2) 継続就業に関する状況	平成・令和 年 月 日
(3) 時間外労働及び休日労働に関する状況	平成・令和 年 月 日
(4) 管理職に関する状況	平成・令和 年 月 日
(5) 多様なキャリアコース	平成・令和 年 月 日

5. 3において基準を満たさなかった項目に係る取組の実施状況を公表した日（該当するもののみを記入）

項目名	措置の分類（3(5)の アからエまでの該当す る措置を記入）	取組状況を厚生労働省のウェブサ イトに公表した日
(1) 採用に関する状況		平成・令和 年 月 日
(2) 継続就業に関する状況		平成・令和 年 月 日
(3) 時間外労働及び休日労働 に関する状況		平成・令和 年 月 日
(4) 管理職に関する状況		平成・令和 年 月 日
(5) 多様なキャリアコース		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日

（注）次の①から④までの書類を添付すること。

- ① 計画期間に申請年月日を含む一般事業主行動計画の写し
- ② ①の行動計画の労働者への周知及び公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）であってその日付が分かるもの
- ③ 3の実績を明らかにする書類（都道府県労働局長が求める資料の写し）
- ④ 4及び5の公表を明らかにする書類（公表先の厚生労働省のウェブサイトの画面を印刷した書類）であってその日付が分かるもの

様式第一号（第七条関係）（第六面）

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、都道府県労働局長に基準適合一般事業主認定申請書を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、氏名については、記名又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。主たる事業については、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を記載すること。代表者の氏名については、記名又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を、電話番号については主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「1.（1）一般事業主行動計画策定届を届け出た日」欄は、計画期間に申請年月日を含む一般事業主行動計画について、都道府県労働局長に一般事業主行動計画策定届（以下「届出書」という。）を提出した年月日を記載すること。
4. 「1.（2）一般事業主行動計画策定届の届出先」欄は、3の届出書を提出した都道府県労働局長の都道府県名を記載すること。
5. 「1.（3）計画期間」欄は、3の一般事業主行動計画の期間の初日及び末日を記載すること。
6. 「3. 女性の職業生活における活躍に関する状況」欄については、
 - （1）記載欄が足りない場合には、該当する内容を別紙に記載して提出すること。
 - （2）雇用管理区分の名称は、通常事業所において称している名称を記載すれば足りること。なお、同一の雇用管理区分に属する労働者の数が、事業主が雇用する労働者の数のおおむね一割に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて算出することができること（雇用形態が異なる場合を除く。）。
7. 「3.（1）採用に関する状況」欄の「競争倍率」とは、労働者の募集（期間の定めのない労働契約を締結する労働者を雇い入れることを目的とするものに限り。）に対する応募者の数を当該募集で採用した労働者の数で除して得た数をいうこと。
8. 「3.（1）（ii）女性労働者の割合」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。
9. 「3.（2）（i）① 男女別の平均継続勤務年数」欄は、期間の定めのない労働契約を締結している労働者の平均継続勤務年数を記載すること。
10. 「3.（2）（i）② 男女別の継続雇用割合」欄の「継続雇用割合」とは、対象事業年度から見て10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者（新規学卒等として雇い入れたものであって、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限り。）の数に対する当該労働者であって対象事業年度において引き続き雇用されているものの数の割合をいうこと。
11. 「3.（2）（ii）女性労働者の平均継続勤務年数」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。
12. 「3.（4）管理職に関する状況」欄の「管理職」とは、「課長級」及びそれより上位の役職にある労働者をいうこと。また、「課長級」とは、次の①又は②に該当する者をいうこと。
 - ① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2つの係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長を含む。）のもの
 - ② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長」に相当する者
13. 「3.（4）（i）管理職に占める女性労働者の割合」欄の「産業平均値」とは、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあっては、大分類及び中分類）を元に厚生労働省雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値をいうこと。
14. 「3.（4）（ii）課長級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」欄の「課長

級より一つ下の職階から課長級に昇進した割合」とは、各事業年度の開始の日に課長級より一つ下の職階にあった労働者の数に対する当該各事業年度において課長級に昇進した労働者の数の割合をいうこと。

15. 「3. (5) 多様なキャリアコースに関する状況」欄は、該当する措置を○で囲み、該当人数を記載すること。また、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主については、アからエまでのうち1つ以上の事項、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、アからエまでのうち2つ以上の事項（通常の労働者以外の労働者を雇用し、又は労働者派遣の役務の提供を受ける事業主にあっては、アを必ず含む。）について記載する必要があること。